

## 北海道北見市職員措置請求（住民監査請求） 監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求人

< 省 略 >

#### 2 請求書の提出及び受理

平成19年12月17日提出のあった本措置請求書（以下「請求書」という。）については、所要の要件（形式的要件）が具備しているものとしてこれを受理しました。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求の要旨

請求書並びに請求人の陳述及び監査委員の質問に対する答弁を総合した結果、請求（主張事実及び措置請求）内容を次のように解しました。

項 目	請 求 要 旨	
	請求 NO.1	請求 NO.2
請求の対象者	北見市長	北見市長
主 張	●●（以下「A社」という。）は、前卸売業者△△（以下「B社」という。）あるいは、現卸売業者○○（以下「C社」という。）との関係の中で、平成15年6月まで、花に係る違法な仲卸的業務をしており、その行為を北見市公設地方卸売市場長らは黙認した。  上記期間中、B社、C社の	A社は、平成19年1月まで、附属営業人の許可を受けずに市場内で花き資材に係る営業をしており、その行為を北見市公設地方卸売市場長らは黙認した。

損害の発生	取扱額に応じた市場使用料が市に支払われていない。	上記期間中、A社が使用していた面積等に応じた市場等使用料が市に支払われていない。
措置請求	市長にA社とC社を市場から退場させ、業務上の処分を求める。また、市場長と職員の処分を求める。	市長にA社と市場長及び職員の処分を求める。

## 2 監査対象部局

北見市公設地方卸売市場

## 3 監査対象

請求内容及び陳述から、前卸売業者△△については会社が倒産しているため、現卸売業者〇〇と●●及び北見市公設地方卸売市場を対象に、請求人が主張する事実及び市場等使用料について監査の対象としました。

## 4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成20年1月22日に請求人から請求書の要旨を補足する陳述を聴取しました。

なお、その際、請求書の記載事項に関する新たな証拠の提出がありました。

## 5 監査の方法

請求書及び同請求書に添付された事実証明書を検討するとともに、請求人の陳述、関係書類等の収集・検証、関係職員等からの説明聴取などにより、監査を実施しました。

(1) 収集及び検証を行った主な関係書類等

- ア 北見市公設地方卸売市場の市場等使用料に係る収入伝票等関係書類
- イ 花き部の販売原票及び売上状況報告書等

(2) 説明聴取を行った関係職員等

北見市公設地方卸売市場長、市民環境部次長（元北見市公設地方卸売市場長）

●●、〇〇

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係

請求人が主張する請求 NO.1 に係る●●の行為については、〇〇からの依頼を受けて、卸売業者の業務の一環として買受人に対応していたものであり、仲卸的行為はありませんでした。

また、〇〇の取扱額の市に対する報告は適正に行われ、市場使用料は市に納められていたことが確認されました。

次に請求 NO.2 に係る附属営業人としての許可を受けずに●●が花き資材を市場内で販売していたとする行為は、〇〇からの依頼を受けて、卸売業者の業務の一環として買受人に便益を提供するために行われていた行為であることが確認されました。

また、市場等使用料（施設使用料）については、〇〇から納入されていることが確認されました。

#### 2 結論

前記事実関係の確認から、請求人が主張する違法又は不当な財務会計上の行為は存在しておらず、本件請求はいずれも請求人の主張には理由がないものと判断し、棄却すべきものと決定しました。